

第 号  
年 月 日

様

野田市消防長



命 令 書

所在地  
名称  
用途

上記対象物は、 と認めるので、消防法第5条 の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法の規定により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、野田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、上記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、野田市を被告として(訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して30日を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。